

菰野町空き家バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 15 条に基づき空家等の活用を図るために実施する空き家バンク制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 菰野町(以下「町」という。)内に存する専用住宅、併用住宅、店舗、倉庫等の建物のうち、現に使用していないもの又は今後使用しなくなる予定であるものをいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利を有する者で、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる権利を有している者をいう。
- (3) 定住等 町内に定住し、若しくは定期的に滞在すること又は事業活動を実施すること等をいう。
- (4) 利用者 地域住民の一員として町内で定住等を目的とし、空き家の購入又は賃借を希望する者をいう。
- (5) 空き家バンク この告示の定めるところにより、登録された空き家に関する情報を町のホームページ等において利用者に対して提供する制度をいう。

(制度運用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク以外の方法による空き家の取引を妨げるものではない。

(登録の対象)

第4条 空き家バンクは、第2条第1号に規定する空き家を登録の対象とする。ただし、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第2条第1号に規定する建築物のうち、土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの及び給与住宅(社宅、寮等をいう。)を除くものとする。

(申込みの対象者等)

第5条 空き家バンクへの登録を申し込むことができる者(以下「申込者」という。)は、登録する空き家について、所有者等と専任媒介契約(宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 34 条の2第3項に規定する専任媒介契約をいう。)又は専属専任媒介契約(宅地建物取引業法施行規則(昭和 32 年建設省令第 12 号)第 15 条の9第2号に規定する専属専任媒介契約をいう。)を締結した宅地建物取引業者(宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。)とする。

2 町長は、所有者等が空き家バンクに登録することを希望する場合は、公益社団法人三重県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会三重県本部から提供された空き家バンク協力者一覧を提供するものとする。

3 前項の規定は、申込者を限定するものではない。

(空き家に関する登録の申込み等)

第6条 申込者は、菰野町空き家バンク登録申込書(様式第1号)に菰野町空き家バンク登録カード(様式第2号)及び菰野町空き家バンク登録カード(間取り図・写真)(様式第3号。以下これらを「空き家バンク登録カード等」という。)を添えて、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容について審査し、適当であると認めるときは、空き家バンクに登録しなければならない。

3 町長は、前項の規定により、空き家バンクに登録したときは、その旨を菰野町空き家バンク登録完了通知書(様式第4号)により申込者に通知しなければならない。

4 町長は、登録をしていない空き家について、空き家バンクに登録をすることが適当であると認められるものは、その所有者等に対して登録を勧めることができる。

5 第2項の規定による登録の期間は、2年とする。ただし、第1項の規定による申込みにより、再度登録することができる。

(空き家に関する登録の拒否)

第7条 町長は、登録を受けようとする空き家が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を拒否することができる。

(1) 法令等に違反している建築物

(2) 前号に規定するもののほか、町長が適当でないと認める建築物

2 町長は、前条第1項の規定による申込者又は所有者等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下これらを「暴力団員等」という。)であるときは、登録をしないものとする。

(登録空き家情報の公開等)

第8条 町長は、登録した空き家の情報のうち、空き家バンク登録カード等を町のホームページにおいて公開し、及び縦覧に供する。

(登録事項の変更)

第9条 第6条第3項の規定による通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、当該空き家に係る登録事項に変更があったときは、菰野町空き家バンク登録事項変更届出書(様式第5号)に登録事項の変更内容を記載し、空き家バンク登録カード等を添付して町長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第10条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、菰野町空き家バンク登録抹消届出書(様式第6号)を提出しなければならない。

(1) 登録された空き家の売買又は賃貸借契約が締結されたとき。

(2) 登録者が登録の抹消を希望するとき。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録した空き家の情報を抹消するものとする。

- (1) 前項の菰野町空き家バンク登録抹消届出書が提出されたとき。
- (2) 登録事項に関して錯誤、不正、虚偽等が判明したとき。
- (3) 申込者又は所有者等が暴力団員等であると判明したとき。
- (4) 第6条第3項の菰野町空き家バンク登録完了通知日より2年が経過したとき。ただし、第6条第1項の規定による申込みにより、再度登録することができる。
- (5) 前4号に規定するもののほか、町長が適当でないと思えたとき。

3 町長は、前項の規定により、登録した空き家の情報を抹消したときは、菰野町空き家バンク登録抹消通知書(様式第7号)により、登録者に通知するものとする。

(交渉等)

第11条 登録者は、利用者から登録された空き家について交渉を希望する連絡を受けたときは、遅滞なく利用者及び所有者等と交渉を行わなければならない。

2 登録者並びに利用者及び所有者等との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、当事者間で全て行うものとし、町は直接これに関与しない。

(個人情報の保護)

第12条 町は、空き家バンクの運用に当たっては、個人情報の漏えい、改ざん、損傷及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理に努めるものとする。

2 空き家バンク制度の運用に際して得た情報の使用は、当該制度の目的の範囲内に限るものとする。

(雑則)

第13条 この告示で定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年12月21日告示第106号)

この告示は、告示の日から施行する。